

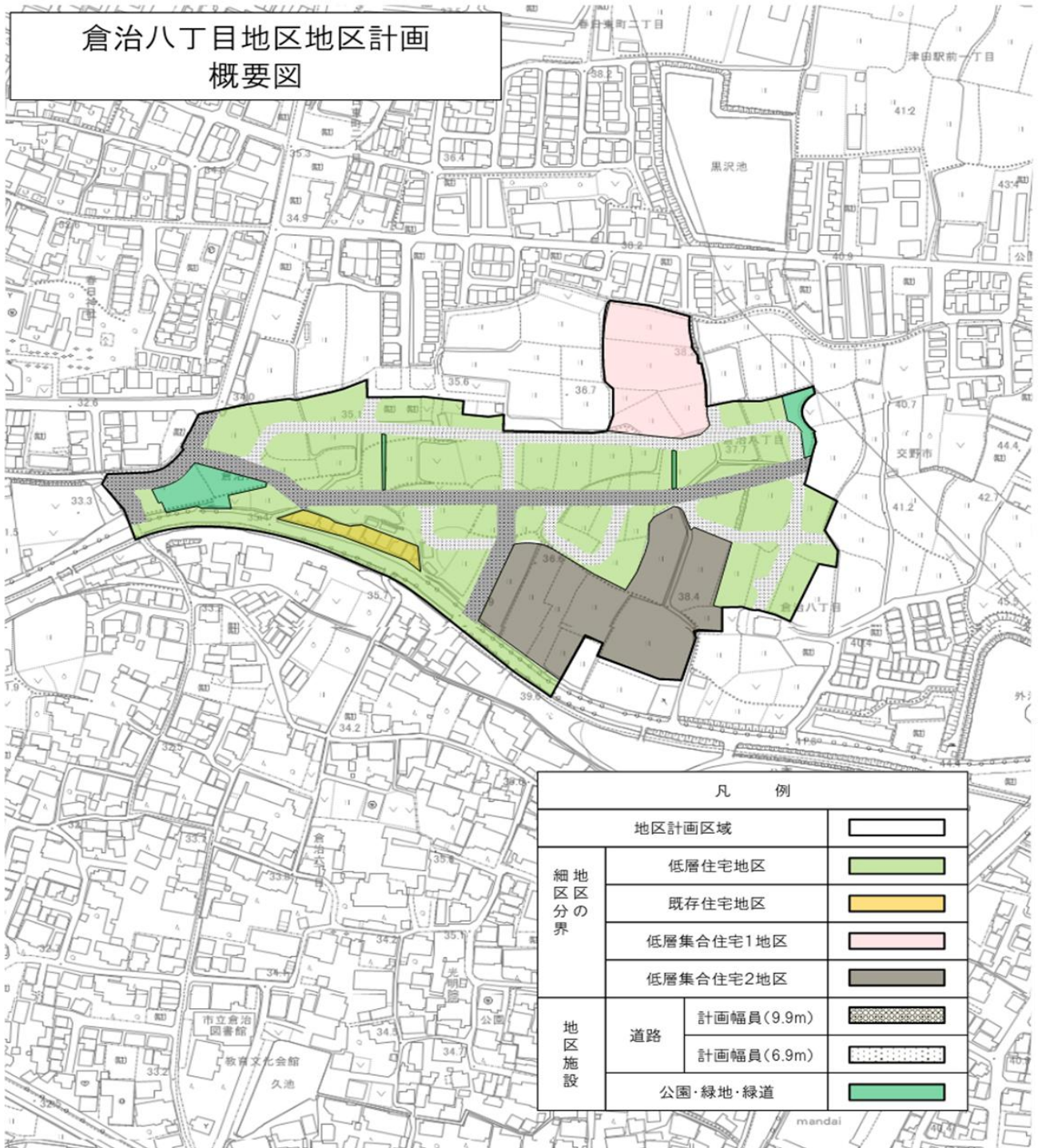
倉治八丁目地区地区計画(地区整備計画)概要

地区の細区分	低層住宅地区	既存住宅地区	低層集合住宅1地区	低層集合住宅2地区
地区整備計画により追加される建築物等に関する制限	建築物等の用途	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 住宅で、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) <p style="margin-left: 20px;">ア 事務所(建築基準法施行令(以下「政令」という。)第130条の3第1号に掲げるものに限る。)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> (4) 集会所(近隣住民の集会の用に供するものに限る。) (5) 診療所(患者の収容施設があるものを除く。) (6) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に掲げるものは除く。)		次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1) 長屋及び共同住宅 (2) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に掲げるものは除く。)
	容積率の最高限度	100%	200%	100%
	建ぺい率の最高限度	50%	60%	50%
	敷地面積の最低限度	180㎡	—	500㎡
	高さの最高限度	10mかつ真北の敷地境界線上5メートルの高さから1メートルにつき1.25メートル上がる斜線の内側に建築物を納めなければならない。	10m	10mかつ真北の敷地境界線上5メートルの高さから1メートルにつき1.25メートル上がる斜線の内側に建築物を納めなければならない。
	外壁等の位置	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1.0mとする。	—	建築物の壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離の最低限度は1.0mとする。
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、看板、広告板についても、周辺の環境を損なわないものとする。		
	緑化率の最低限度	25%	—	25%
	かき、さくの構造	かき又はさくを設置する場合は、透視可能(生垣あるいはネットフェンス、鉄柵等)なものとし、ブロック塀、その他これらに類するものは築造してはならない。ただし、次の各号に掲げるものについてはこの限りではない。 (1) 高さ0.6m以下のもの (2) 門 (3) 門の袖で、その長さが2.0m以下のもの		
	地区施設	1. 地区施設公園・緑地 4箇所 面積 約1620㎡(1号約1100㎡・緑地公園約400㎡・緑道1約70㎡・緑道2約50㎡) 2. 地区施設道路 1号線 幅員9.90~10.41m、2号線 幅員6.90~7.41m、3号線 幅員6.90m、4号線 幅員7.20m~8.41m		

都市計画決定 平成28年9月16日
 ※ この表中、「法」とあるのは、建築基準法を指します。

建築条例施行 平成29年3月31日

倉治八丁目地区地区計画 概要図



凡 例			
地区計画区域			
細 地区 区分の 界	低層住宅地区		
	既存住宅地区		
	低層集合住宅1地区		
	低層集合住宅2地区		
地区 施設	道路	計画幅員(9.9m)	
		計画幅員(6.9m)	
	公園・緑地・緑道		